



# 新有権者の選挙ガイド

18才 一緒に行こうよ 投票日  
一票が かなえる力 ぼくの未来

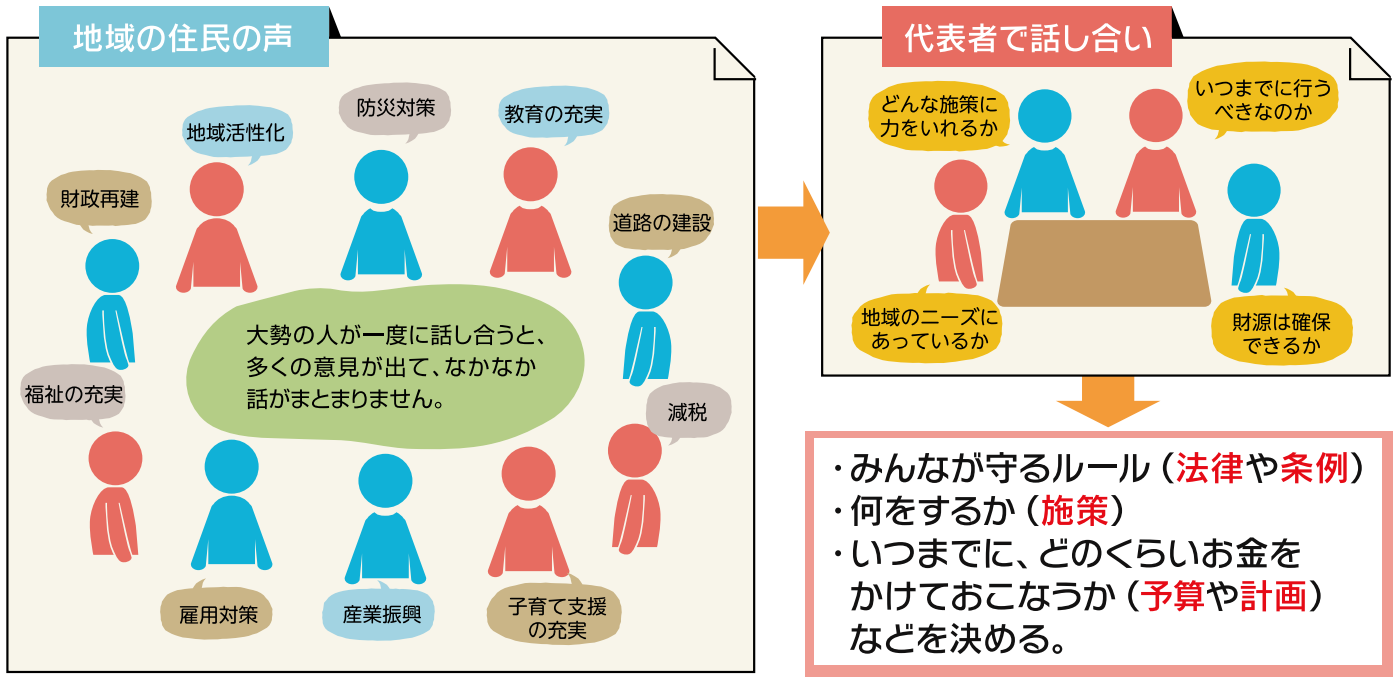
表紙のデザインは、令和4年度 明るい選挙啓発ポスターコンクール

中央審査 公益財団法人明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連合会会長賞

石川県審査 高等学校の部 銅賞（石川県立工業高等学校 中田 彩乃さん）の作品です。

標語作品は、宝達志水町立宝達中学校 小柳芽結さん（上）・珠洲市立上戸小学校 中野煌有司さん（下）の作品です。

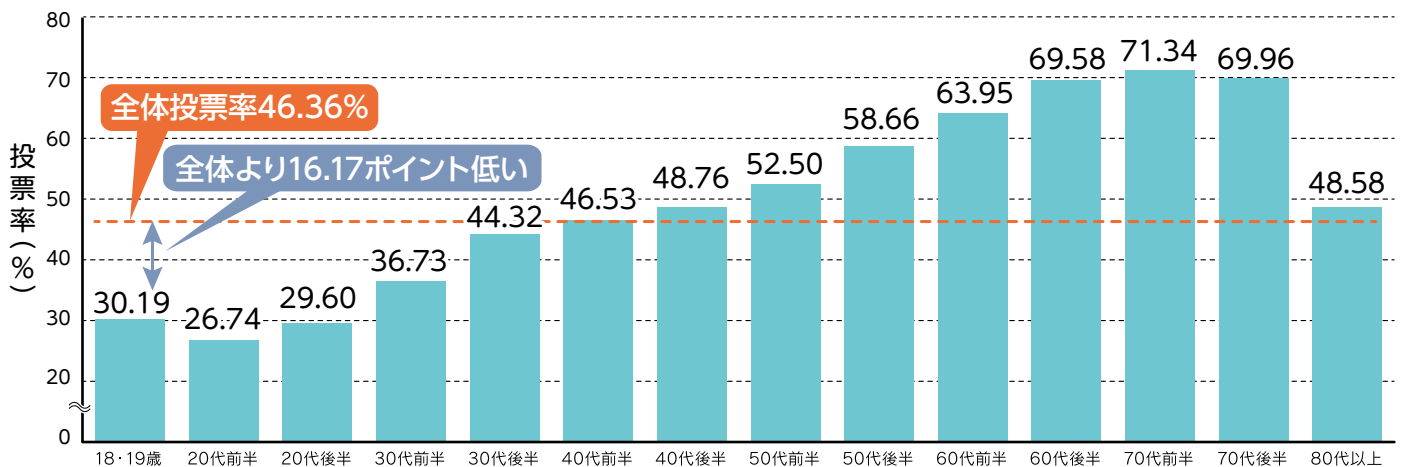
# どうして選挙をするの？



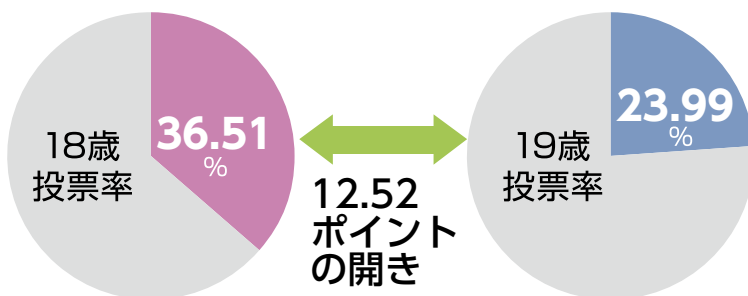
## 令和5年4月9日執行石川県議会議員選挙の投票率

### 県内の年齢別投票率

※各市町の投票区のうち、標準的な投票率を示している1投票区を選定・抽出したものを集計し、算定した。



### 県内の18歳・19歳別投票率



**〈若者が投票を棄権した理由〉**  
[明るい選挙推進協会調べ]

- 第1位** 面倒だったから
- 第2位** 選挙にあまり関心がなかったから
- 第3位** 現在の居住地で、投票ができなかったから

**住所を変更したときは、住民票の異動の手続きを必ず行いましょう!!**

※住民票の異動など詳しい内容は、お住まいの市町村の窓口にお問い合わせください。

# 投票しないとどうなるの？

例えば、ある町で空き地の使い道を考えることになった場合・・・

## 1 町の人々の思い



介護施設があったら生活がもっと楽になるだろうなあ。



子供もうまれるし、保育所が近所にあったら便利だわ。



大企業があれば、この町も活気あふれる元気な町になるだろうなあ。

## 2 3人の候補者が使い道を提案

候補者Aさん



大規模な  
介護施設を  
建てます！

候補者Bさん



大規模な  
保育所を  
建てます！

候補者Cさん



空地に  
大企業を  
誘致します！

## 3 選挙当日



Aさんに投票しよう。



Bさんは当選しなさそうだし投票しても意味ないかな。行かないでおこう。



投票に行くのめんどくさいなあ。行かないでおこう。

## 4 開票結果

✳️ Aさん	250
Bさん	249
Cさん	100



Aさん当選！これで老後は安心だ。



私の一票で変えられたかもしれない！



働き口がみつからないよ～！投票にいけば変えられたかも！

わたしたちの思いを届け、政治に参加する権利は、一人ひとりの投票によって守られています。

投票しなかった人の思いは、ちゃんと届いているでしょうか？

一部の人だけが投票に行くと、政治家は投票した人の声だけをきいた町づくりをするようになるかもしれません。



# 投票から当選人の決定まで

## ① 投票所入場券が届く

選挙管理委員会から、ご自宅へ投票所入場券が郵送されます。

市町によっては、世帯の全員分が同封されている場合もあります。



## ② 投票所での本人確認

投票所入場券に記載された投票所へ行きます。受付で、入場券により、本人確認が行われます。

入場券がなくても、本人確認に時間がかかりますが、投票することができます。

(投票時間：午前7時から午後8時まで(13時間))  
※一部投票所を除く。



## ③ 投票用紙の交付

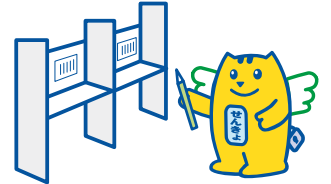
本人確認後、投票用紙が交付されます。

国政選挙など、2種類ないし、3種類の投票を行う場合は、それぞれ投票用紙は違う色となっています。



## ④ 候補者の氏名等の記載

投票所には鉛筆が用意されています。記載台に候補者の氏名等が掲示されているので、確認して記載してください。



## ⑤ 投票箱への投函

投票用紙の記載内容が、周囲の人から見えなように投票用紙を二つ折りにして投函してください。



## ⑥ 開票・当選人の決定

投票箱は、開票所に集められ、候補者から届出のあった開票立会人のもとで投票箱が開かれます。

全ての票の点検を行い、候補者ごとの得票数が計算され、得票数の多い順に当選人が決定されます。



# せっかくの一票が無効になることも

投票用紙には、候補者1人の氏名(選挙によっては政党等の名称)を、はっきりと正確に記載する必要があります。何と書いたか不明な投票は、無効となる場合があります。なお、候補者の氏名等は、「ひらがな」で書いても、有効となります。

## <投票が無効になる例>

- ① 2人以上の候補者の氏名を書いたもの
- ② 氏名の他に文字や記号などを書いたもの
- ③ 立候補していない人の名前を書いたもの
- ④ 白紙のもの など

せっかくの投票を無駄にしないように、はっきりと正確に書こうね!!



## 期日前投票・不在者投票

投票日に投票に行けない人にはこんな制度があります！

投票日に行けないときは

### 期日前投票！

**期 日** 立候補届出の翌日～投票日前日

**時 間** 午前8時30分～午後8時  
※一部投票所を除く。

**場 所** お住まいの市町の期日前投票所なら、  
どこでも可能！（一部市町を除く）

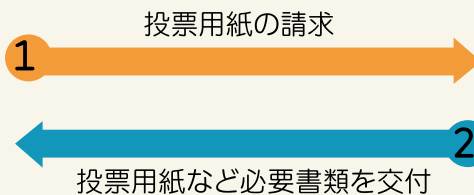
期日前投票の場合も投票所入場券を忘れずに持っていきましょうね！

期日前投票の利用者は増加傾向にあり、令和4年の参議院議員通常選挙では約45%の人が利用しました！

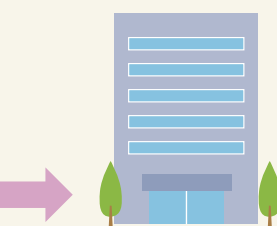


### 不在者投票！

仕事や長期旅行などで他市町村にいるときは、最寄りの市町村選挙管理委員会で投票できます。



3 必要書類を  
持参して投票



最寄りの市町村選挙管理委員会

4 郵送



# 国政選挙について

## 衆議院議員総選挙

### ●石川県で投票する選挙は次のとおり

①小選挙区：3区（全国：289区）※1つの小選挙区での当選人は1人

第1区：金沢市

第2区：野々市市、白山市以南

第3区：内灘町、津幡町以北

②比例代表：北陸信越ブロック（新潟、富山、石川、福井、長野）

定数11(10)人、全国では11ブロック、定数176人となる。

③最高裁判所裁判官の国民審査

### ●小選挙区選挙の落選議員も惜敗率により、比例代表選挙で

復活当選となる場合がある。

### ●比例代表の投票用紙には、政党名を記載する。

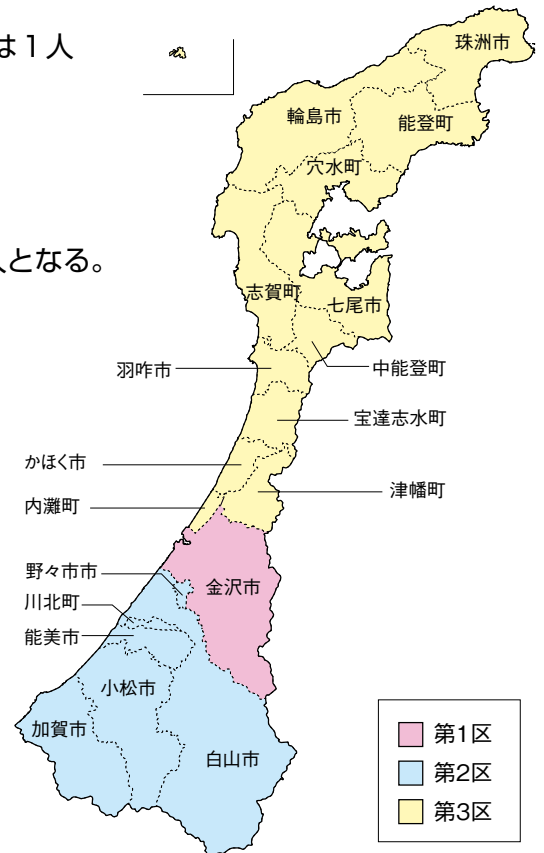
### ●衆議院議員の任期は4年（ただし、解散がある。）

（直近選挙の投票率）R3.10.31

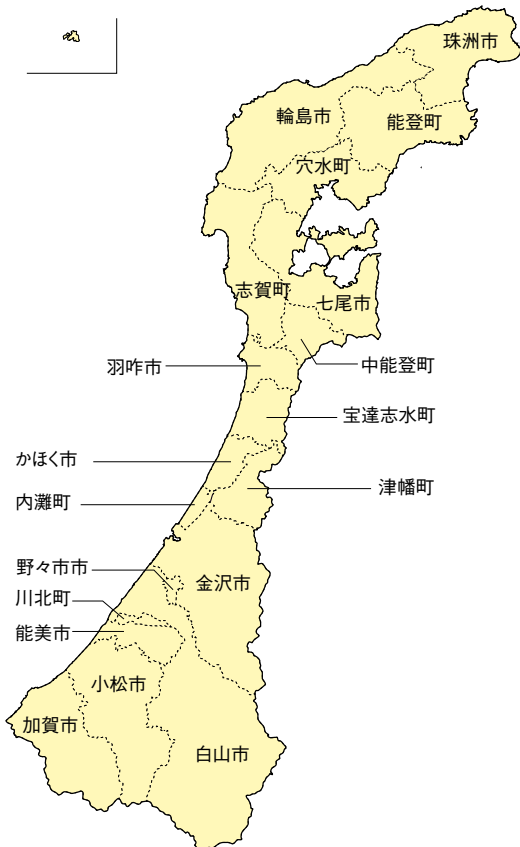
県全体 57.13%（全国 55.93%）

（第1区 52.20%、第2区 56.13%、第3区 66.09%）

※議員定数欄の（ ）書きは、次回の一般選挙から適用される議員定数です。



## 参議院議員通常選挙



### ●3年ごとに定数の半数が改選される。

### ●石川県で投票する選挙は次のとおり

①選挙区：石川県全域で定数2人(3年ごとに1人を選挙する。)

(全国：45選挙区で定数148人)

②比例代表：石川県を含む全国の区域で定数100人)

### ●比例代表の投票用紙には、

①候補者名、または②政党名を記載する。

なお、R4の比例代表選挙では、

15政党および候補者178人の届出がありました。

### ●参議院選挙では、比例代表選挙での復活当選はない。

### ●参議院議員の任期は6年。

ただし、3年ごとにその半数を改選するため、

3年ごとに選挙が執行される。

（直近選挙の投票率）R4.7.10 石川県 46.41%（全国 52.05%）

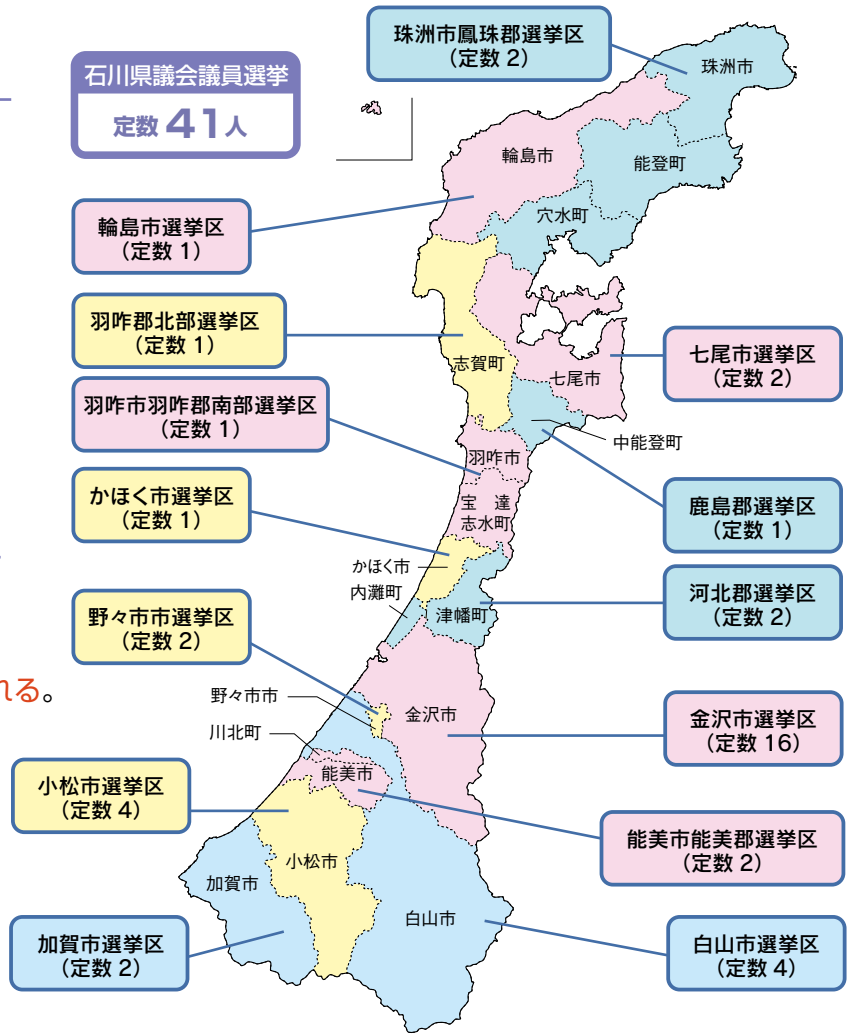
# 地方選挙について

## 石川県知事選挙

- 選挙区は石川県全域（当選人は1人）
- 知事の任期は4年（満了日R8.3.26）
- 直近では、R4.3.13に選挙執行（統一地方選挙ではなく、本県単独の執行）  
（直近選挙の投票率） R4.3.13 61.82%

## 石川県議会議員選挙

- 選挙区は14選挙区、定数は41人（選挙区ごとの定数は右図のとおり）
- 4年ごとに、統一地方選挙として執行される。
- 任期は4年（満了日R9.4.29）  
（直近選挙の投票率） R5.4.9 46.36%



## 市町の長及び議会議員選挙

- 任期は4年（選挙は4年ごとに執行）
- 白山市長、野々市市長、川北町長ほか5市5町の議会議員選挙が統一地方選挙として執行される。  
（金沢市、小松市、輪島市、珠洲市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、穴水町）  
（直近統一地方選挙の投票率） R5.4.23 43.02%

令和5年9月現在

市町名	任期満了日		議員定数
	長	議員	
金沢市	8. 3.12	9. 5. 1	38
七尾市	6.11. 6	7.10.31	18
小松市	7. 4.12	9. 5. 1	22
輪島市	8. 3.18	9. 4.25	15
珠洲市	8. 6.10	9. 4.29	12
加賀市	7.10.29	7.10.29	18
羽咋市	6.10.31	7. 9.29	14
かほく市	6. 4.10	7. 4.30	15
白山市	9. 4.22	7. 3. 5	21
能美市	7. 2.26	7.10.31	16
野々市市	9. 6. 9	9. 4.26	15

市町名	任期満了日		議員定数
	長	議員	
川北町	9. 4.26	9. 4.29	10
津幡町	8. 4.24	9. 4.29	16
内灘町	7. 2.10	9. 4.30	13
志賀町	7. 9.24	9. 4.30	12
宝達志水町	7. 4. 2	8.12.31	12
中能登町	7. 4. 2	8. 6.30	12
穴水町	8. 2. 1	9. 4.27	10
能登町	7. 4. 9	8.10.31	14

※ 任期満了による選挙は、原則として任期満了日の前30日以内に行われます。

# 選挙運動について

## 1 18歳未満の人が選挙運動をすることは、法律で禁止されています。

候補者のお子さんや親族であっても、18歳未満の人は選挙運動はできません。

【選挙運動となる行為の例】 ※18歳未満の人は次の行為は禁止されています。

- 友人や友人の家族に、特定の候補者への投票を依頼すること。
- 選挙運動用自動車に乗車すること。
- 演説会場の入口などで、来場者などに対して「ありがとうございます」、「よろしくおねがいします」などの声かけを行うことや一礼をすること。



## 2 選挙運動ができる期間 立候補届出日から投票日の前日まで (これ以外の期間は事前運動となり、禁止されています。)

【事前運動となる行為の例】

- 立候補届出日前に、友人に特定の候補者への投票を依頼すること。
- 親が立候補予定者である生徒が、友人への年賀状・暑中見舞い、電子メールなどに投票を依頼する文言を書いて送ること（選挙運動期間中であっても当然、禁止されます）。  
(「次の選挙はよろしく」等の投票依頼と見なされる場合も含まれます)



## 3 認められている選挙運動



選挙運動用  
自動車の使用



街頭演説・  
個人演説会



ポスターの掲示



選挙公報



インターネットを  
利用した選挙運動



政見放送 経歴放送  
(国政・知事選挙のみ)



ビラ

【禁止されている行為の例】

- 投票依頼や選挙のお礼の目的で、戸別に友人宅を訪ねること。
- ジュース等の飲食物や金品を無償で提供し、その見返りに投票を依頼すること。  
(選挙期日後に、選挙に関するお礼として提供される場合も含まれます)
- 特定候補者の似顔絵やイラスト等を描き、掲示すること。



## 4 インターネットを利用した選挙運動 (インターネットで投票することはできません)

一般の有権者は、SNS、ブログやホームページを利用した選挙運動はできますが、18歳未満の人はできません。  
なお、一般の有権者も、電子メールを使った選挙運動は禁止されています。(候補者や政党のみ可)

【選挙運動となる行為】 ※18歳未満の人は次の行為は禁止されています。

- 選挙運動メッセージをブログや掲示板に書き込むこと。
- 選挙運動の動画を投稿すること。
- 選挙運動メッセージをSNSなどで広めること(リツイート、シェアなど)。
- 選挙運動用メールを転送すること。 ※一般の有権者も禁止
- 選挙運動用HPやメールを印刷して、頒布すること。 ※一般の有権者も禁止



【禁止されている行為の例】

- 有名な政治家が応援演説のため来県した際、応援演説などの画像や動画をSNSで広めることは、選挙運動となるので、一般の有権者は禁止されていませんが、18歳未満の人は禁止されています。
- 選挙公報や候補者の顔写真・氏名等が入ったポスターを写真で撮り、電子メールで送信すること。
- 親が立候補予定者である友人に頼まれて、他の友人に投票依頼の電子メールを送ること。



発行：石川県選挙管理委員会・石川県明るい選挙推進協議会

石川県金沢市鞍月1丁目1番地 TEL:076-225-1282 FAX:076-225-1287 E-mail: senkyo@pref.ishikawa.lg.jp

令和5年9月発行